社会福祉法人山武市社会福祉協議会
福祉資金貸付規程

平成18年規則規程第33号

改正　平成19年４月１日規則規程第４号　平成26年４月１日規程第１号
令和元年５月30日規程第４号　令和元年10月11日規程第５号

（目的）

第１条　この規程は、山武市在住で住民登録されている低所得世帯に対し、生活のつなぎ資金、その他必要な緊急援護費として貸付をし、生活意欲の高揚と自立更生を推進することを目的とする。

（貸付業務の実施主体）

第２条　社会福祉法人山武市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、福祉資金の貸付業務を運営するものとする。

（貸付対象者）

第３条　貸付の対象となる世帯は、生活保護を必要とする世帯又はこれに準ずる世帯が福祉資金の貸付により自立更生できると認められ、その資金の融資を他から受けることが困難なものとする。

（福祉資金の限度額等）

第４条　福祉資金の貸付限度額、据置期間及び償還期間は次の表のとおりとする。

福祉資金の種類	貸付限度額	据置期間	償還期間
生活援護費	100,000円	２ヶ月以内	２年以内
緊急援護費	１人世帯　30,000円	２ヶ月以内	６ヶ月以内
	２人世帯　40,000円	２ヶ月以内	９ヶ月以内
	３人以上世帯　50,000円	２ヶ月以内	１年以内

（利子）

第５条　福祉資金の貸付は、無利子とする。

（据置期間の始期）

第６条　据置期間の始期は、貸付を受けた日とする。

（借入申込み）

第７条　福祉資金の貸付を受けようとするもの（以下「借入申込者」という）は、福祉資金借入申込書（第１号様式）を作成し、民生委員の調査を受け、本会の会長に提出しなければならない。

２　民生委員は、福祉資金の貸付対象となる世帯について調査を行い、福祉資金民生委員調査書（第２号様式）を作成し会長に提出しなければならない。

（貸付決定）

第８条　会長は、前条の規定により生活援護費の申込があった時は、貸付調査委員会で内容を審査し、貸付の適否を決定するものとする。ただし、緊急を要する場合については貸付調査委員会の審査を省くことができる。

２　緊急援護費については会長により決定するものとする。

（貸付決定通知書の交付）

第９条　会長は、前条の規定により、貸付の適否を決定したときは、福祉資金貸付決定（不承認）通知書（第３号様式）を借入申込者に交付しなければならない。

（借用書の提出）

第１０条　貸付決定通知書を受けたものは、すみやかに福祉資金借用書（第４号様式）に、福祉資金の貸付を受けた者（以下「借受人」という。）及び連帯保証人の印鑑証明書を添えて会長に提出しなければならない。

（福祉資金の交付）

第１１条　福祉資金の交付は前条の福祉資金借用書と引換えに行うものとし、一括及び分割の交付の方法によるものとする。

（貸付金の償還）

第１２条　借受人は、福祉資金貸付決定通知書に定められた償還計画に従い、それぞれ所定の支払い期日までに、所定の元金を会長に償還するものとする。ただし、借受人からの申し出があったときは、繰上償還することができる。

２　借受人は、前項の償還をするにあたっては、民生委員を通じて行うことができる。

３　民生委員は、本会の償還業務に協力し、借受人に対し、その自立更生に必要な援助指導を行うものとする。

（一時償還及び貸付の停止）

第１３条　借受人が次に該当する場合は、貸付金の全部又は一部につき、一時償還を請求し、又は将来に向かって貸付若しくは交付をやめさせることができる。

（１）貸付金の使途をみだりに変更し、他に流用したとき

（２）虚偽の申請、その他不正な手段により貸付を受けたとき

（３）故意に償還の支払を怠ったとき

（４）貸付の目的を達成する見込みがないと認められたとき

（貸付の停止に伴う措置期間の変更）

第１４条　会長は、前条の規定により、将来にわたって貸付金の貸付をやめることを決定した場合には、すでに貸付られた福祉資金の据置期間を当該決定の行ったときからに変更するものとする。

（延滞利子）

第１５条　借受人が貸付金を定められた償還期間までに支払わなかったときは、延滞元金につき年１０．７５％の率をもって、当該償還期間の翌日から支払までの日数により計算した延滞利子を徴収する。ただし、当該償還期限までに支払わなかったことについて、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りではない。

（償還金の支払猶予）

第１６条　借受人又は借受人の属する世帯が災害その他やむを得ない事情のため、定められた償還期限までに貸付金を償還することが著しく困難になったと認められるときは、借受人に対して償還金の支払いを猶予することができる。

（償還金の支払免除）

第１７条　借受人の死亡その他やむを得ない事情により貸付金を償還することができないと認められるときは、当該貸付金の償還未済額の全部又は一部の支払いを免除することができる。

２　支払免除を必要とする者は、福祉資金支払免除申請書（第５号様式）を本会に提出するものとする。

３　支払免除要件は別に定める。

（連帯保証人）

第１８条　この福祉資金の申込者は、原則として連帯保証人１名をたてなければならない。

２　連帯保証人は、借受人と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は第１５条に規定する延滞利子を含むものとする。
３　連帯保証人は、原則として山武市在住で住民登録されている成年者であって、独立の生計を営み、連帯責任を負うに足る資産又は収入を有する者とする。

（借用書等の返還）

第１９条　会長は、借受人が貸付金の償還が完了したときは、当該借受人に係る福祉資金借用書及びこれらに添えられた印鑑証明書を遅延なく借受人に返還するものとする。

（氏名又は住所等の変更）

第２０条　借受人又は連帯保証人は、氏名または住所の変更等、福祉資金借用書に記載した事項に異動を生じたとき、借受人はすみやかにその旨を、会長に届出なければならない。ただし借受人が死亡したときには、同居の親族又は連帯保証人が代わってその旨を福祉資金氏名・住所変更届（様式第６号）により届出るものとする。

（重複貸付）

第２１条　福祉資金は、生活援護費と緊急援護費を重複して貸付することができないものとする。ただし、生活援護費の借受申込者が、貸付の適否が決定されるまでの生活のつなぎ資金として緊急援護費の貸付を受ける場合は、この限りではない。
２　生活援護費の借受申込者が、貸付の適否が決定されるまでの生活のつなぎ資金として緊急援護費の貸付を受けている場合は、その後貸付が決定された生活援護費の貸付金から緊急援護費の償還未済額を控除し、緊急援護費の償還に充てるものとする。

（再貸付）

第２２条　同種の福祉資金の再度にわたる貸付は次の場合に限り行うことができる。
（１）借受人又は借受人の属する世帯が災害その他やむを得ない事情にあると認められるとき。
（２）借受人の自立更生を促進するために特に必要があると認められる場合であって、既に貸付られた貸付金の償還が完了しているとき。

（関係書類）

第２３条　会長は、福祉資金の取り扱いにあたっては、次の書類を備え、常に責任の所在及び貸付状況を明らかにしておかなければならない。
（１）福祉資金借入申込書（第１号様式）
（２）福祉資金民生委員調査書（第２号様式）
（３）福祉資金貸付決定（不承認）通知書（第３号様式）
（４）福祉資金借用書（第４号様式）
（５）福祉資金支払免除申請書（第５号様式）
（６）福祉資金氏名・住所変更届（第６号様式）
（７）福祉資金貸付台帳
（８）その他証拠書類
（９）その他、会長が必要と認める書類

（補則）

第２４条　この規程によるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附　則

この規程は平成１８年３月２８日より施行する。

附　則（平成 19 年規則規程第４号）

この規程は平成１９年４月１日より施行する。

附　則（平成 26 年規程第１号）

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（令和元年規程第４号）

この規程は、公示の日から施行する。

附　則（令和元年規程第５号）

この規程は、公示の日から施行する。